

○滑川町契約規則

昭和39年6月15日規則第3号

改正

昭和46年11月19日規則第11号

昭和57年9月28日規則第5号

昭和60年3月27日規則第1号

平成12年4月28日規則第8号

平成14年5月1日規則第13号

平成14年5月1日規則第14号

平成17年9月21日規則第13号

平成19年3月12日規則第5号

平成21年3月30日規則第9号

平成22年6月16日規則第17号

平成23年3月25日規則第3号

滑川町契約規則

(趣旨)

第1条 町の契約に関する事務については、法令その他別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(公告)

第2条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）

第167条の6に規定する公告は、入札期日の10日前までに掲示その他の方法で行わなければならない。ただし、急を要する場合においては、入札期日の5日前までに短縮することができる。

(公告する事項)

第3条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 入札の場所及び日時
- (5) 入札保証金に関する事項

(6) 前各号のほか必要と認める事項

(入札保証金)

第4条 令第167条の7に規定する規則で定める入札保証金の率は、その入札に加わろうとする者の見積金額の100分の5以上とする。

2 入札保証金は、入札の終了後、直ちに還付する。ただし、落札者の入札保証金は、契約保証金の全部又は一部に充当するものとする。

3 令第167条の7第2項の規定による担保は、次のとおりとする。

(1) 国債又は地方債の証券

(2) 鉄道債券その他の政府の保証のある債券

(3) 銀行、農林中央金庫及び商工組合中央金庫の発行する債券

(4) 銀行が振出し又は支払保証をした小切手

(5) 銀行が引受け又は保証若しくは裏書をした手形

(6) 銀行に対する定期預金債権

4 前項第1号から第3号までに掲げる証券は、無記名式とする。

5 第3項第6号に掲げる定期預金債権を徴するときは、当該債権に質権を設定させ、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行の承諾を証する確定日付のある書面を提出させるものとする。

(小切手の現金化等)

第5条 前条第3項第4号に定める小切手が担保として提供された場合において、契約締結前に当該小切手の提示期間が経過することとなるときは、町長は、会計管理者にその取立て並びにその現金の保管をさせ、又は当該小切手に代わる入札保証金の納付若しくは入札保証金の納付に代える担保の提供を求めなければならない。

2 前項の規定は、入札保証金の納付に代えて担保として提供された手形が満期になった場合に、これを準用する。

(担保の価値)

第6条 第4条第3項各号に掲げる担保の価値は、次の各号に定めるところによる。

(1) 第1号から第3号までに定める証券 額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）

(2) 第4号から第6号までに定める証券又は債券 小切手金額、手形金

額又は債権金額

(入札保証金の納付の特例)

第7条 町長は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

(1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に町を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 一般競争入札に付する場合において、令第167条の5に規定する資格を有する者で過去2か年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

2 前項第1号の規定により入札保証保険契約を締結したことにより、入札保証金を納付しないときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を町に提出しなければならない。

(予定価格の作成)

第8条 町長は、一般競争入札に付する場合には、その事項の価格を当該事項に関する図面、仕様書、設計書等によつて予定価格書を作成し、封書にして開札の際これを開札場所に置くものとする。ただし、競争入札による建設工事業務委託に係る予定価格については、密封することなくこれを事前に公表することができる。

2 電磁的方法（町の使用に係る電子計算機と入札者の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法をいう。以下同じ。）による入札手続きの場合は、町長が別に定めるものとする。

(予定価格の決定方法)

第9条 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について、定めるものとする。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮し

て適正に定めるものとする。

（最低価格の入札者を落札者とししない場合）

第10条 町長は、令第167条の10第1項の規定により落札者を定めたときは、その経過を明らかにした経過調書を作成し、当該入札に係る入札書その他の関係書類とともに保存するものとする。

（再度公告入札の公告期間）

第11条 町長は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、更に入札に付そうとするときは、第2条の公告の期間を5日までに短縮することができる。

（指名競争入札の入札保証金等）

第12条 第4条から第10条までの規定は、指名競争入札の場合にこれを準用する。

（電磁的方法による入札の手続の特例）

第13条 町長が別に定める競争入札の手続については、電磁的方法により行うことができる。

2 電磁的方法により行うこととしたものに係る手続その他必要な事項については、町長が別に定めるものとする。

（随意契約）

第14条 令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める契約の締結について随意契約によることができる額は、別表に定める額を超えないものとする。

（随意契約による調達の手続）

第15条 令第167条の2第1項第3号又は第4号に規定する規則で定める手続は、次のとおりとする。

- (1) 契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方の決定方法又は選定基準、申請方法等について公表すること。
- (2) 契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況について公表すること。

（見積書の徴取）

第16条 町長は、随意契約によろうとするときは、2人以上の者から見積書を徴するものとする。ただし、次の各号にいずれかに該当するときは、

この限りではない。

- (1) 郵便切手、郵便葉書、収入印紙その他見積書を徴することが適当でないものを購入するとき。
 - (2) 単価契約を締結したものに係る物品を購入するとき。
 - (3) 非常災害時において、緊急を要する物品を購入するとき。
 - (4) その他見積書を徴することが適当でないと認めた契約を締結するとき。
- 2 前項に規定する見積書は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、原則として2人以上の相手方から徴さなければならない。
- (1) 物品の売買、印刷で契約金額が10万円以下のとき。
 - (2) 動物、機械、商工見本市、美術品等で他に求め難い特殊な物件を購入するとき。
 - (3) 特殊な修繕をするとき。
 - (4) 契約の内容の特殊性により、契約の相手方が特定されるとき。

(電磁的方法による随意契約の手続の特例)

第17条 町長が別に定める随意契約の手続については、電磁的方法により行うことができる。

- 2 電磁的方法により行うこととしたものに係る手続その他必要な事項については、町長が別に定めるものとする。

(契約書の作成等)

第18条 町長は、一般競争入札若しくは指名競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、当該契約の締結につき、契約書を作成するものとする。

- 2 契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の当事者
- (2) 契約の目的
- (3) 契約金額
- (4) 契約の履行の方法、期限又は期間及び場所
- (5) 契約保証金
- (6) 契約金の支払の時期及び方法

- (7) 監督及び検査
- (8) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (9) 危険負担
- (10) かし担保責任
- (11) 契約に関する紛争の解決方法
- (12) その他必要な事項

3 契約には事業を円滑に遂行し互いの信頼関係を確保するため、建設工事請負契約約款を添付する。ただし、契約の内容が軽易な場合にはこれを省略することができる。

(契約書の作成を省略することができる場合)

第19条 町長は、次の各号の一に該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 契約の内容が軽易で、かつ、その履行の確保が容易と認められる契約で、その契約金額が50万円以下のとき。
- (2) 物品を売り払う場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取るとき。

2 町長は、前項第1号の規定により契約書の作成を省略する場合においては、特に軽微な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため請書その他これに準ずる書面を徴するものとする。

(契約保証金)

第20条 令第167条の16に規定する規則で定める契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行した後、直ちに還付する。

3 契約の変更により契約金額に減少があつた場合において契約の相手方から要求があつたときは、当該減少額に相当する割合の契約保証金を還付することができる。

4 第4条第3項から第5項まで、第5条及び第6条の規定は、第1項の契約保証金の納付に代えて担保を徴する場合に、これを準用する。かつ、銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）

の保証する金額とする。

（契約保証金の納付の特例）

第21条 町長は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

- (1) 契約の相手方が、保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 一般競争入札及び指名競争入札に付する場合において、令第167条の5に規定する資格を有する者でその者が過去2か年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (4) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が直ちに納付されるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、契約金額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（監督職員の一般的職務）

第22条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条の2第1項の規定により監督に当たる職員（以下「監督職員」という。）は、必要があるときは、工事又は製造その他の請負契約に係る仕様書及び設計書に基づき、当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査して承認をしなければならない。

- 2 監督職員は、必要があるときは、請負契約の履行について、立会い、工程の管理、履行途中における工事、製造等に使用する材料の試験若しくは検査等の方法により監督し、契約の相手方に必要な指示をしなければならない。
- 3 監督職員は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることをないようにするとともに、監督において、特に知ることが

できたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

（検査職員の一般的職務）

第23条 法第234条の2第1項の規定により検査に当たる職員（以下「検査職員」という。）は、工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約については、その受ける給付の完了の確認をするため、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

2 前項の規定は、給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既済部分の確認を行うための検査に、これを準用する。

（監督の職務と検査の職務の兼職禁止）

第24条 検査職員の職務は、特別の必要がある場合を除き、監督職員の職務と兼ねることができない。

（監督又は検査を委託して行つた場合の確認）

第25条 令第167条の15第4項の規定により、町の職員以外の者に委託して監督又は検査を行わせた場合においては、当該監督又は検査の結果を記載した書面を提出させなければならない。

（前金払）

第26条 公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第1項に規定する公共工事については、1件の契約金額が500万円以上のものに対し、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合以内の額を前金払として支払うことができる。ただし、前金払の額は、1万円未満の端数を切り捨てるものとする。

- (1) 土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。） 当該契約金額の10分の4以内
- (2) 土木建築に関する工事の設計及び調査又は測量 当該契約金額の10分の3以内

（前金払いの増減）

第27条 前金払いをした後において、工事の設計変更その他の理由により契約を変更し契約金額に増減を生じた場合に、町長が必要と認めたときは、当該変更後の契約金額について前条で定めた率により算出した額と既支払前払金との差額を増減することができる。

(部分払いの限度額)

第28条 契約により、工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要がある場合における当該支払金額は、工事又は製造その他についての請負契約にあつてはその既済部分に対する代価の10分の9、物件の買入契約にあつてはその既納部分に対する代価を超えることができない。

附 則

この規則は、昭和39年5月1日から施行する。

附 則 (昭和46年11月19日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年9月28日規則第5号)

この規則は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則 (昭和60年3月27日規則第1号)

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年4月28日規則第8号)

この規則は、平成12年5月1日から施行する。

附 則 (平成14年5月1日規則第13号)

この規則は、平成14年5月1日から施行する。

附 則 (平成14年5月1日規則第14号)

この規則は、平成14年5月1日から施行する。

附 則 (平成17年9月21日規則第13号)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月12日規則第5号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月30日規則第9号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月16日規則第17号）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に契約を締結している場合は、契約の履行が完了に至るまで、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月25日規則第3号）

（施行期日）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第14条関係）

1 工事又は製造の請負	130万円
2 財産の買入れ	80万円
3 物件の借入れ	40万円
4 財産の売払い	30万円
5 物件の貸付け	30万円
6 前各号に掲げるもの以外のもの	50万円